

Title	不可避的労働移動に関する一考察：吾が国工、鉱業労働者中の死傷病生産脱落者に就いて
Sub Title	
Author	藤林, 敬三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.5 (1942. 5) ,p.361(1)- 400(40)
JaLC DOI	10.14991/001.19420501-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420501-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420501-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法學博士 峯岸治三著

# 獨立自尊

B列6號紙裝  
二五八頁口繪二  
定價一圓六〇錢  
内地送料一五錢

內容要目 第一部 獨立自尊 第二部 親族法上より見たる福澤先生

「獨立自尊」の學科的明解

離るゝに従つて愈々秀づるは偉人の精神である。近來、「福澤に還れ」との叫びが敢て教育界のみといはず頗に高き感あるは、國權皇張の福澤精神の永久に新鮮にして常に教へらるゝ處あるが故なりといはなければならぬ。然も一方、先生の「獨立自尊」程、人口に膾炙する半面、誤り解せらるゝこと多きはない。本書は世に流布せる無根據・無責任なる批評に慨せる慶大法學部教授峯岸博士が、該博なる學殖と豊富なる引例とを以て、幾多の謬論を痛烈に各個擊破して高らかに福澤精神昂揚の凱歌を奏したる快著である。第二部「親族法上より見たる福澤先生」は、夙に江戸時代以來の男尊女卑の陋習打破のために筆に口に婦人の地位向上に努められたる福澤先生の一面を傳へて餘す處がない。

慶應出版社

電話三田(45)二七九一  
振替東京一八五一〇

東京芝區  
三田二ノ一

## 三田學會雜誌

第三十六卷

第五號

### 不可避的勞働移動に關する一考察

——吾が國工、鑛業勞働者中の死傷病生産脱落者に就いて——

藤林 敬三

內容

- 一、不可避的勞働移動の意味
- 二、工場勞働者中の死傷病生産脱落者の割合
- 三、鑛山勞働者中の死傷病生産脱落者の割合
- 四、工、鑛業勞働者中の死傷病生産脱落者の比較
- 五、結語

勞働移動の原因は多様であり、それは色々な觀點から種々に分類せられる。そしてこの分類中の一つである可避的移動と不可避的移動の區別に従つて、私は此處では専ら不可避的移動に就いて、一部の考察を行つて見たいと思ふ。

不可避的勞働移動に關する一考察

(三六一)

労働移動を分つて、不可避的なものと可避的なものとするのは、従来、大體一般に承認せられて來てゐるところであるといつてよい。しかしそれにも拘らず、この區別は未だ充分に検討せられてはゐない。論者に依つて、不可避的移動と見做されるものは、具體的には決して一定してはゐない。其處で吾々にとつては、先づ如何なる場合を、また何を根據として不可避的移動とするか、に就いて豫め多少の考察を廻して置くことが必要である。

R. A. Fess のいふところに従へば、免職、死亡、疾病、災害、婚姻、隱退等の理由に基づくものが不可避的移動と見做される(註一)。またこれとは別の或る見解に従へば、不可避的なものとして取り扱はれるのは、死亡、隱退、結婚、昇進、解雇——これは不適者の免職と考へていふやうである——家事の都合、他部への轉職、疾病、または災害、就職前よりの痼疾、國民的義務、等に基づく移動である(註二)。更らに別の見解に従へば、死亡、疾病、明かに不適者と思はれる場合の解雇等が、不可避的移動の理由をなすと考へられてゐる(註三)。

さて、此處に例示した若干の見解に従つて見ても、不可避的移動と見做されるものが、人に依つて相當に違つてゐることが明かであらう。然らばそれは何のためであるか。いふまでもなく、それは何を基準にして不可避的であると考へるか、の相違に據るといつていふであらう。そして不可避的と判断すべき基準が、人を異にして違つてゐることは、多くの場合に其處で不可避的であると見做されてゐるものが、果して究極不可避的であると見做さるべきものであるかどうか、を疑はしめるものである。かくて例へば、右のフアイスの見解を評して S. H. Sichter は凡そ次ぎの如く述べてゐる。即ち、其處で不可避なものを見做されてゐる多くの場合は、必ずしも不可避なものではない。免職の多くの場合は、労働者の雇傭方法、彼等に對する作業上の教育、人物處理の如何に依つては、避け得られるものであるし、また災害や疾病さへも保健衛生施設の完備に依つて相當に避けられるし、更らに婦人の結

婚のための離職も、賃銀並に作業諸條件の改良に依つて幾分抑へることも可能である(註四)。既にスリヒターのやうにいふことが出來るとすれば、死亡の場合さへも、労働者に對する工場内外の保健衛生施設の状況如何に依つては、ある程度までは避け得られることは明かである。このやうに考へて來れば、スリヒターのやうに、可避的移動と不可避的移動との區別を否定することは、姑らく差し控へるとしても、不避的移動の範圍が著しく限定せられることは當然である。

此處で、右のスリヒターの見解とは考察の方向を換へて、不避的移動に就いて考へて見ることにしよう。確かに右に述べたやうに、従来、不可避的と考へられて來た移動の多くの場合が、究極不可避的であるかどうかは、多少の疑問がないではない。しかしこれがために、不可避的移動の存在を全然否定し去つて了ふことは、また必ずしも當を得たことといへない。蓋し何人も永久に職業活動に従事することは出來ず、死は人間に必然的な運命であるし、更らに死に先き立つて、何人も老衰のために必然的にその職業活動から隱退しなければならなくなるからである。従つて吾々は此處に理論上、究極必然的、不可避的な移動理由の存することを、先づ認めて置かねばならぬであらう。尙ほこれに就いて、吾々が若し理想的な場合を想定するとするならば、老衰に依る労働能力の喪失の場合だけが、自然的、不可避的な移動理由として考へられるであらう。そして私はこれを假りに「理想的、不可避的移動」と呼ぶことにしよう。蓋し老衰に依る労働能力の自然的な喪失以外の移動理由は、労働力の持久的な保持といふ觀點からは、各々多少とも、この理想的な状態から離れてゐると、考へられるからである。

しかし不可避的移動をこのやうに理論上狭く限定することは、従來の労働移動の研究から觀ると、餘りにも嚴密な見解に墮するといふ嫌ひがないでもない。其處でもう少し經驗的に、不可避的移動の範圍を擴大して見ることに



が、或は寧ろ適當であるとも考へられよう。そして此處に經驗的に不避的移動と見做されるもの内には、右の理想的、不可避的移動をも加へて、尙ほ次ぎの如きものが擧げられるであらう。即ち、吾々の人爲的な保健衛生に關する相當の努力を以つてしても、人の各年齢階に於ける一定の死亡率は、現に免かれないところであり、この意味に於いて労働者の死亡は不可避的移動の内に加へられて然るべきであり、従つてまたこれとも關聯して、負傷並に疾病に依る労働能力の喪失もある程度までは不可避的移動の理由たり得るものであるといつていゝであらう。Boehm は離職理由中、個人的な恣意から離れたものとして、死亡と職業能力の喪失の場合とを擧げ、且つ後者が廢疾と老衰とに基づくものであり得ることを指摘してゐるが(註五)、これ等の場合は正に「經驗的、不可避的移動」であるといつていゝであらう。

このやうに、吾々が不可避的移動を以つて單に狭く理想的、不可避的移動に限定することなく、更らにもう少しその範圍を擴大して、右の經驗的、不可避的移動に及ぶとしても、先きに擧げたスリヒターの見解に於いても見られるやうに、死亡と廢疾に依る労働能力の喪失の如きは、絶對的に不可避的なものであるとはいへない。その内の幾分かは、健保衛生施設の改善發達に依つて、確かに可避的なものたり得る筈であると考へられる。従つて死亡及び廢疾に依る労働能力の喪失を理由とする移動の大小は、一般的には、保健衛生施設の完備度の如何と相對的でありともいへる。またボエームのいふやうに、此處で問題である死亡は本來一國の一般人口の死亡率とも關聯し、労働能力の喪失といふ事實とも並行する。従つてまた此處に労働者の疾病並に災害率にしても、共にその國に於ける醫療施設の發達としかし一國の一般人口死亡率にしても、労働者の疾病並に災害率にしても、共にその國に於ける醫療施設の發達と相對的であるといふ一面のあることは否定し得ない。しかもこの吾々の人爲的な努力と相對的であると考へられる

事實に就いて、尙ほ吾々が、これを以つて不可避的と見做すに就いては、此處に一言その理由を特に取り出して置く必要があるであらう。

國民一般の間に於ける、また労働者の間に於ける死亡と廢疾に依る労働能力の喪失とは、確かにその一面に於いては、醫療施設の發達と相對的であるが、その他面に於いては、現に相當の努力が積まれてゐるにも拘らず、問題は尙ほ全く理想的形態に於いて解決せられてゐるとはいへない。其處でこの意味に於いて、いひ換へれば、現實の

某紡績工場に於ける女工の退社理由

満期	實數	%
疾病	一、八七二	一三・八
家事	一、三九九	一〇・三
轉勤	五、〇一〇	三七・五
外出不歸	一、七二二	一二・七
裁	五七	〇・四
制	三、三一四	二四・五
死亡	一〇〇	〇・七
計	一三、五二四	一〇〇・〇

備考 家事には結婚を含む。  
中央職業紹介事務局 紡績労働婦人調査 昭和四年二月 六〇頁 より引用

不可避的労働移動に関する一考察

製絲工場に於ける

移動原因別割合(大正九年)

結婚	三四・八
家事都合	二九・三
病氣	九・五
死亡	四・一
他工場へ轉じた者	九・五
成業見込なし	三・一
不品行及不正行為解雇	四・八
逃走	〇・四
其他	四・六
計	一〇〇・〇

備考 中央職業紹介事務局 本邦製絲業労働事情 昭和三年二月 八〇頁 より引用

五 (三六五)



醫療施設に關する一定の諸努力を前提として、依然殘されてゐると考へられるものを以つて、一應吾々は經驗的に不可避的なものと見做すことゝしたい。

そしてこの意味に於ける不可避的な移動の問題を、吾が國の場合に就いて多少問題にして見たいと思ふのが、私の本論に於ける目的である。しかし本論の主題に入る前に、先きに掲げた不可避的移動に關する從來の諸見解中に擧げられてゐる他のものに就いて、尙ほ若干のことを述べて置くのが、讀者に對しても親切であると考へる。

從來、不可避的移動と見做されるて來てゐるもの、内には、時に結婚のための離職が含まれてゐる。そしてこれは吾が國の紡織工業に於いて見られる如く、未婚婦人労働者が多數を占めてゐるやうな場合には、彼女達の移動率を相當大きく左右する。少しく統計は舊いが、この點に關して多少參考となるべきものを示せば、右の如くである。

このやうに紡織工業に於いては、未婚婦人労働者の結婚のための離職が、相當に目立つてゐるが、それは兎も角として、この結婚のための離職を不可避的移動と見做す理由は、果して何處に存するであらうか。結婚に依つて單身労働婦人が家庭婦人に變化する。家庭婦人が同時に労働婦人たり得ることは、夫婦共稼ぎの形態に於いて、決して珍らしいことではない(註六)。しかし未婚労働婦人が結婚に際して、同時に労働生活から離れるのが、先づ彼女達の一般に希ふところでもあり、また多くの女子労働者はその結婚に至るまでの數年間を工場に過すことを、最初から意圖して居り、社會一般の通念に於いても亦、夫婦共稼ぎを以つて必ずしも常態とは見做してはゐない。従つてこのやうな社會的通念を基準にしていへば、結婚に依る離職を不可避的移動と見做しても、それは左程不都合ではないと、凡そこのやうにも考へられるであらう。しかしこの種の移動が假令不可避的であると見做されるとして、これは先きの經驗的、不可避的移動の場合の労働不能を直接の理由とするものとは、自づから相違して居り、

従つて兩者を適當に區別して置くことが必要である。そして私はこのために結婚に依る離職を敢へて不可避的と見做すとすれば、これを「社會的、不可避的移動」と呼ぶことゝしたい。

結婚に依る離職が、右に述べたやうに、一般の社會的通念なり、或は社會的習慣なりを基準にして、不可避的移動であると見做されるとすれば、やがてこの社會的通念の變化如何に依つては、それが不可避的移動ではなくなることもあり得ることを意味してゐるといはねばならない。従つて結婚に依る離職が何時、如何なる處に於いても等しく不可避的移動であると見做すことの適當でないことはいふまでもなからう。尙ほ社會的、不可避的移動と見做さるべきものには、他に色々な場合があり得ると考へられるが、參考のために例を示せば、就學のための離職といふのもその一であらうし、また結婚以外の家庭上の都合といはれるもの、内にも、社會的には不可避的な移動の理由が存し得ると考へられる。更らに國民的義務、或は兵役のための離職——この場合、名目上解職せられてゐるが否かを問はない——が、不可避的移動として、特に取り出されてゐるが、これは明かに不可避的移動の一つの場合であると見做すべきである。そして廣い意味に於いては、これも亦社會的、不可避的移動に屬するものであるとも見られ得る。しかし特にこの場合は、他の不可避的並に可避的移動から區別して、別箇に取り扱はれることが至當であるであらう。そしてこれを假りに全然別個に取り扱ふとすれば、これは、國家的、不可避的移動と呼ばれてもいゝであらう。殊に今日の吾々の場合の如く、戰時經濟の下に於ける銃後産業職士中、相當数の應召者を出してゐる場合には、これを他の移動から區別することが、理論的にも亦實際的にも必要のことであるであらう。

尙ほ最後に、先きにも指摘して置いたやうに、昇進、或は同一經營内の他の部課への轉出が、時に不可避的移動であると見做されるが、これは以上述べて來た不可避的移動の諸種のものとは、次ぎの點に於いてその性質を異に

して居り、これを先きのものと同一に問題にすることは、少くとも多少不適當である。即ち、この種の移動は同一経営内に於ける二の部課、或は一生産過程から他の生産過程への移動であつて、しかもそれは謂はゞ完全移動の形態を執つて現はれるものである。これに對した、先きに問題とした諸移動は總て、生産過程から、そして一つの經營から完全に離脱するところの、謂はゞ不完全移動である。(註七)。そして吾々が問題を個別經營の問題としてではなく、國民經濟の觀點からこれを眺めようとする場合には、右の移動は先きの諸移動から區別して、暫らく吾々の考慮外に置き去つて然るべきであらう。

以上の如く、從來不可避的移動と見做されて來てゐるもの——勿論、これには人に依つて種々なるものが數へられてゐるが——は、必ずしも明白な同一の基準に従つて、不可避的とせられるのではなく、不可避的と見做される根據は種々であると考へられる。そして私は此處に凡そ三、或は四の根據を指摘することに依つて、(一)理想的、(二)經驗的、(三)社會的——(四)國家的——不可避的移動を區別し得ると思ふ。しかも從來、不可避的移動を云々する者が、このやうな考慮を全然無視して——或は、これを充分考慮することなくして、といつた方がより適切であるかも知れない——無批判的に、本來は當然區別せらるべき種々なる移動を羅列して、これ等を等しく不可避的移動であるとしてゐるが如きは、甚だ不適切な見解であるといはねばならない。そしてこれでは、到底各種の移動の特質など決して充分明かにはされ得ないし、また單純にこのやうな見解を基礎として、移動問題に對する實踐的な處置を考慮しようとするのは、當然避けられねばならぬであらう。即ち、假りに不可避的移動の範圍を最も大きくとり、私が右にその理由を求めて來たもの、總ての場合を含ませるとすれば、全體の移動の内、不可避的移動の占める割合が相當に大きくなる。しかもこれが不可避的な理由に基づくものとして、これに對する實踐的な考慮が全然

加へられないか、或はこれが輕視せられることがあるとすれば、それは移動防止の實際方策の立場から觀て、果して適當であるかどうかは著しく疑問である。かくて先きに示して置いた不可避的移動の概念を否定しようとするスリヒターの見解の如きは、充分玩味すべき價值を持つものであるといつていゝであらう(註八)。其處で問題は結局次ぎの如く取り擧げられねばならない。

不可避的移動と見做される根據は種々である。しかもこの内、老衰に依る労働能力の自然的喪失、即ち隱退の場合を除いて、他の場合には、假令それが色々な理由に依つて不可避的であるとせられても、それは決して絶對的な意味に於いてではない。いひ換へれば、或は人為的な方策施設の發達の如何に依り、或は社會的の制度、慣習の如何に應じて、問題の不可避的移動の大きさは相當に影響せられる。謂はゞ不可避的移動の一部分は、事情の如何に應じて可避的なものとなる。従つて吾々にとつて重要なことは、この不可避的移動と見做されるものを、現實の諸條件を前提として、常に必然的な最低限に於いて、*unreducibly* 及 *irreducible minimum* に於いて(註九)、これを求めて行くといふことではなければならぬ。

凡そこのやうな意味に於いて、私は本論にあつては専ら「經驗的、不可避的移動」中、労働者の災害及び疾病に依る死亡と、その労働能力の喪失の場合に就いて、吾が國に於ける事情を多少明かにして見たいと思ふ。

註一 S. H. Sicker, *The Turnover of Factory Labor*, 1919, p. 14.

註二 若林米吉 労働移動率の測定 社會政策時報 第二五號(大正十一年九月) 一三九頁 參照

この若林氏の翻譯紹介文中に示されてゐる、メーリー・ビー・ギルソン女史の不可避的移動に關する見解と殆んど全く同じ見解が、武居郷一氏に依つて採用せられてゐる。(同氏著 労働用語辭典 改訂版 二五四頁)。但し氏のその後の著作



を見ると、(同氏著 滿洲の労働と労働政策 七八頁)其處では氏は移動の不可避的原因として、僅かに「死亡、疾病、國民的義務等」を指摘して居られるに過ぎず、先きに挙げられた他の色々な場合が、何の理由も加へられることなく取り除かれて了つてゐる。

武居氏の見解を例として、此處で一言述べて置いていふことは、多くの場合には、氏の場合と同様に、如何なる根據に基づいて不可避的移動と可避的移動とを區別するかが、明かにされて居らぬといふことである。そしてこれはいふまでもなく、少くともこの問題に關して、從來、餘り嚴密な反省が加へられなかつたことを意味してゐる。従つてまた多くの場合に、可避的なものと不可避的なものとを區別するにも拘らず、この區別が、移動の研究に於いて、左程重要な考慮を受けて來て居らぬといふことを意味してゐる。

註三 P. F. Brissenden and E. Frankel, Labor Turnover in Industry, 1922, p. 43.

註四 Sichter, The Turnover of Factory Labor, pp. 14-15.

註五 C. Boehm, Altersaufbau und Nachwuchsbedarf, in: Vierteljahrsshefte zur Wirtschaftsforschung, 14. Jahrg. 1939-1940, Heft 4, 1940, S. 390.

註六 工場に於ける婦人労働者の場合に反して、鑛山に於いては、夫婦共稼ぎの場合が著しく多いことは、吾が國の場合に相當廣く知られてゐるところである。即ち、工場と鑛山に於ける婦人労働者中、有配偶者の占める割合が、工場の場合に比較して、鑛山の場合に甚だ高率であることがこれである。そしてこれに就いては、讀者は各回の労働統計實地調査の結果を、參照して見られるがよい。

註七 私が此處で謂ふ完全移動、不完全移動の意味に就いては、左の拙稿を參讀せられたい。

拙稿労働移動の概念に就いて 本誌 第三十五卷 第十一號 二七二―二八頁。

炭礦労働者の移動原因とその百分率(北海道地方九ヶ所の炭礦に就いての調査)

項目	昭和元年		同二年		同三年		同四年	
	人員	%	人員	%	人員	%	人員	%
(1) 作業不適合	三六	四・八	三九	四・一	三三	四・八	一一	三・三
(2) 賃銀關係	三三	三・七	三〇	三・〇	一九	四・〇	二二	三・五
(3) 鑛山諸施設(不詳)	—	—	—	〇・〇	—	—	—	〇・一
(4) 轉職	九〇	一〇・〇	一〇〇	一〇・四	九四	一〇・七	八六	一〇・五
(5) 就學	〇・八	〇・〇	三	〇・五	三	〇・七	三〇	〇・七
(6) 兵事關係	一四	一・〇	一〇	一・〇	九	一・〇	四	一・四
(7) 家庭的諸事情	一〇〇〇	一八・七	一、〇七	一八・五	一、一七	一三・八	一、三〇	一五・五
(8) 逃走	一〇〇	一八・〇	一、二〇	一八・九	五五	一三・〇	四四	九・七
(9) 其の他の關係(不詳)	三三	三・二	二五	三・六	二四	二・八	一七	二・三
(10) 解雇	五二	九・九	一〇二	一五・八	五三	一三・八	一〇六	一三・三
(11) 雇傭期間満了	一〇	三・二	七	〇・八	二七	〇・六	七	一・五
(12) 健康上の退職	五〇	九・九	五三	八・八	五八	一三・七	五八	一三・四
(13) 健康上の解雇	二〇	三・六	九	一・四	七	一・〇	二	五・三
(14) 死亡	一七	三・二	一〇	一・五	一三	二・八	一六	三・九
合 計	五、五五	一〇〇・〇	六、七三	一〇〇・〇	五、七〇	一〇〇・〇	四、五八	一〇〇・〇

備考 (9)其の他の關係(不詳)中には尙ほ幾分の逃走者を含むと考へられる。(12)健康上の退職は、傷病又は老衰と妊娠に因る自由退職であり、(13)健康上の解雇は、業務上及び業務外の傷病と老衰に對する不適者解雇であり、(14)死亡中には業務上並に業務外死亡を共に含む。

鑛山懇話會編 日本鑛業發達史 下卷 三六一―三六二頁の表より作成す。  
不可避的労働移動に関する一考察 一一 (三七二)

註八 果して適當に代表的な例となるかどうかは勿論疑問であるが、右の例に於いて、不可避的移動を廣く取り擧げて見ると——表中△印を附したるもの——大體全體の移動中の二割乃至三割が不可避的移動であると考へられる。しかも尙ほ此處に擧げられてゐる移動原因の個々のものに就いて見ると、例へば、(7)家庭的諸事情中には婚姻の場合が含まれて居り、(10)解雇の中には反則、犯罪のための、謂はゞ不適者の解雇とも見做されるものが含まれてゐる。其處でこれ等のものを不可避的移動の内に加へるとすれば、不可避的移動の割合は全體の移動の四分の一、或は三分の一、またはそれ以上にも及ぶであらう。しかしこのやうな不可避的移動がそのまま、實踐的には輕視され得ないことは、スリヒターの見解に顧みて、特に吾々の留意すべきところであるであらう。

## 二

負傷及び疾病に基づく労働能力の喪失——私の本論に於ける目的に従つて、これをより正確にいへば——負傷及び疾病に基づく労働者の生産過程からの脱落は、凡そ二つの形に於いて現はれる。その一つは死亡であり、他の一つは傷病未治療である。そして死亡の場合が完全な労働能力の喪失であることはむろんであるが、また未治療者の場合にも、その内の一部分のものは解雇後間もなく死亡し、或は不具廢疾者として、再び生産過程に現はれ得ないやうな状態に陥るものもあるが、これに反して他の一部分のものが、一定の療養期間の後に、完全にその労働能力を恢復するに至ることのあるのは、確かに否定し得ないところである。従つて未治療者の總てのものが、結局労働能力の完全な喪失者となるとは斷定し難い。しかし、未治療者のこのやうな將來に就いての考察は、姑らく私の本論に於ける目的外のことゝしたい。従つて此處では、未治療者中にやがてその労働能力を恢復するものがあつても、それは一應問題外とし、解雇を先づ右に述べた意味のものとして問題とすることゝする。

更らに労働者の負傷及び疾病は、その發生に於いて、直接業務に關聯するかが一つ問題であり、負傷に關しては公傷と私傷の區別が必ずしも困難ではなく、この區別は一般に採用せられてゐる。しかしこれに對して、疾病の場合には問題は常に必ずしもさう單純には決定され得ない。それは職業病の範圍の決定の困難にも現はれてゐる。また假令公傷病と私傷病の區別が行はれるとしても、傷病の發生が、業務上眞に避け得べからざるものであつたか、或は當然避け得られたものであつたかも問題であり、しかもこの點の認定はまた必ずしも容易ではない。そして私本論ではそれ等の問題に敢へて立入る必要もない。唯だしかし次ぎの點だけは、此處で明かに指摘して置く必要がある。

凡そ労働者の負傷にしても、疾病にしても、その發生の事情は必ずしも單純ではない。それはその一面に於いて、工場、或は事業場の内部、また経営外に於ける醫療施設、一般に保健衛生施設の發展と相對的であるといふ意味に於いて、更らにまたこの所謂保健衛生諸施設の發展の如何を問はず、更らに一般的には傷病の發生は確かに労働者の心身の状態と關聯して居り、心身の状態如何は彼等の日常の労働と休養の生活状況の如何に應ずるものであるとも考へられるといふ意味に於いて(註一)、労働者の負傷及び疾病は、色々な方面に於ける吾々の努力の如何に依つて、確かに或る程度までは豫防し、低減せしめることが可能である(註二)。従つてこの意味では、死亡及び未治療の場合を不可避的移動と見做すことは、或は不適當であると考へられるかも知れない。しかし既に前節にも一言指摘して置いたやうに、吾々が此處でこれを不可避的と呼ぶのは、決して絶對的な意味に於いてはなく、またこれの豫防に對する吾々の努力を全然否定乃至輕視しようとするものでもない。否、寧ろ吾々の意圖するところは、先づ現實の諸事情を前提として、必然的な最低限に於いてこの不可避的移動の大きさを確認し、これに依つて、この



吾々の実践的な努力のための一般的な基準を求めようとするにある。  
前置きはこれ位にして置いて、問題の本筋に立ち入ることゝしたい。但しもう一つ、私のそれからの叙述に就いて、豫め一言述べて置かねばならない。それは後に明かにするやうに、吾々の問題は工場と鑛山の場合に於いて、一面に於いては近似の様相を示すが、他面に於いては明かに兩者の間に於いて、違つた状態が看取されるのであつて、従つて私は以下工場と鑛山の場合を別々に問題として見たいと思ふ。そして先づ工場労働者の場合に就いて問題を取り擧げて見よう。

工場労働者の負傷並に疾病に關しては、各年の工場監督年報が稍々詳細にその状況を傳へてゐる。今、これに從つて工場法實施後の十年間に亘つて、此處で必要な数字を取り出して見ると、それは凡そ次ぎの如くである。但し先づこの統計はその備考中にも注意して置いたやうに、大正十年より以前と大正十一年以後とは、調査の範囲を異にしてゐる。そして一般に大規模工場に於いては、労働者に對する保健衛生施設がよりよく發展して居り、労働者自身の待遇も其處では色々な點に於いて優つてゐると考へられる。従つてこれを無視して一樣に論ずることは、一見確かに不適當でもある。しかしこの統計を一瞥したところでは、此處では右の區別が明瞭に現はれてゐるとはいへず、寧ろ負傷及び疾病は工場規模の大小よりは、或はそれ以外の何等か別の事情に依つて、より強く動かされてゐるのではないかと考へられる。何れにしても、それは稍々不適當たることを免れないが、一應工場規模の大小を無視して、止むを得ずこれを一樣に論ずることとする。

さて、右の統計に從つて見れば、死傷病生産脱落者の割合が、各年を通じて、豫想外に一樣性を示してゐることが解る。即ち、それは大體労働者千人に對して、一〇人乃至一五人の範囲内に止まつてゐる。しかもこの範囲内に

工場労働者中の死傷生産脱落者の割合 (千人當率)

年	死亡者	未治療者	生産脱落者	協病者	生産脱落者の協病者に對する割合	未治療者の協病者に對する割合
大正 6年	1,87%	7,68%	9,55%	258,67%	3,69%	2,97%
7年	3,25	9,33	12,63	400,76	3,15	2,34
8年	2,92	9,33	12,25	291,60	4,20	3,20
9年	3,30	8,80	12,10	366,51	3,33	2,95
△ 10年	2,02	6,94	8,96	289,24	3,10	2,40
△ 11年	2,98	9,88	12,86	372,74	3,45	2,65
12年	4,60	9,89	14,49	317,0	4,57	3,12
13年	2,27	10,80	13,07	328,3	3,98	3,29
14年	1,8	9,6	11,4	342,8	3,33	2,80
15年	1,9	10,3	12,2	327,3	3,73	3,15

備考 大正10年までは常時50人以上使用工場の調査であつて、大正11年以後のものは常時50人以上使用工場に就いての調査結果である。

尚ほ△印を附した大正10年と11年の数字は、商工省の工場規模別労働者数を基礎として計算されたものであるために、他の年のものに比較すると、幾分か過少に評價されてゐる。

於ける動搖を多少吟味して見ると、各年に於ける生産脱落者の割合の間には、更らにもう少し明確な一樣性が存すると考へられるであらう。即ち、先づ問題とされるべきものは、大正七、八、九年に於ける生産脱落者の割合が比較

的大きいことである。そしてこれに就いては、此處で凡そ二つの特殊事情が推測せられる。その一つはこの年間に於ける流行性感冒の存在である。そしてこれの影響が特にこの年間に於ける労働者の稍々高い死亡率として現はれてゐると考へることは、必ずしも不當な推測ではない(註三)。このことはまた次節に於いて問題とする鑛山労働者の場合にも全く同様である。然らば更らに流行性感冒が猖獗を極めたことが、同様に未治解雇者の割合をも増大せしめたと見ていゝであらうか。むしろこの點を全然否定することは出来ないであらう。しかし私は尙ほ此處にこれとは別の理由として、次ぎの點を指摘して置くことが必要であると考へる。即ち、後にも述べるやうに、死傷病生産脱落者の割合、就中、未治解雇者の割合の大小は、むしろ傷病者の割合の大小と相關するのである。しかも大正七年以後、傷病者の割合も、従つてまた未治解雇者の割合も共に増大してゐるのは、大正七年に終了した先きの歐洲大戰時中の數年間に於ける、生産の飛躍的増進の下に於ける労働激化の結果ではなからうか。そしてこの労働激化の影響が、主として労働者の疾病率の増大を通じて、果して幾年位持續するかは、遺憾乍ら此處では確言し得ないけれども、少くとも大正七年以後、數年間に於ける傷病率の増加の裡には、このやうな影響を全然否定することが出来ないのではなからうか、と考へられる。かくて兎も角、數字的には確言し得ないとしても、大正七年から同九年にかけての死傷病生産脱落者の割合は、若し右の二つの特殊事情の影響を取り除いて考へるとすれば、當然それよりは幾分か小さいものとなる筈である。

更らに注意すべきことは、大正十二、三年に於ける死傷病生産脱落者の割合の大きいことである。その大正十二年のものが死亡率に於いて高く、大正十三年のものが未治解雇率に於いて高いことが、この兩年に於ける生産脱落者の割合を大きくしてゐる特徴的な事實であるが、遺憾乍ら今私には、これを充分説明するだけの理由を見出し難

い。但し大正十二年の死亡率の大なることが、同年に於ける關東大震災と多少の關聯のあることだけは推測に難くない。しかしこのことだけで説明が充分であるかどうかはむしろ疑問であつて、恐らくは他に求むべき特殊の理由が存するであらうと思はれる。

かくて以上の如くに考へて來れば、大正六年以後十年間の經驗からすれば、工場労働者中の死傷病生産脱落者の割合は、特殊の事情を伴はない限り、大體千人中一〇人前後の比較的狭い範圍内、或は一〇乃至高々十二人位の範圍内に止まるものといつていゝであらう。其處で私はこの割合を以つて、吾が國の工場労働者に就いて經驗的に知られ得る死傷病生産脱落者の必然的な最低限と見做すことが出來ると考へたい。そしてこれこそ死傷病生産脱落者に關する不可避的移動の大きさをなければならぬ。

大正六年以後、十年間の經驗から見て、不可避的移動としての死傷病生産脱落者の割合は、凡そ右の如くに考へられるが、さてそれ以後の状態はどのやうであるか。残念乍ら、昭和二年以後の工場監督年報には、直接此處に利用し得るに便宜な統計がない。其處で止むを得ず、昭和年代に入つてからのものに就いて、私は此處で一つの推定を行つて見たいと思ふ。そしてこのためには幸ひにして、昭和各年に於ける工場監督年報には、工場法適用工場に於ける職工の災害率が示されてゐる。其處で相當大膽な推計ではあるが、これを基礎にして、次ぎに一つの推計を行つて見よう。

この目的のために、豫め此處に必要とせられる若干の數字を求めて置かねばならない。先づ、先きにも一言觸れて置いたやうに、死傷病生産脱落者の割合は労働者の傷病率と相關的であると考へられる——但しこの關聯がまた必ずしも單純ではなく、色々な事情に依つて多少とも左右せられることのあるのは、次節に於いて述べる通りであ



死傷病生産脱落者の割合の推定

昭利	年	災害率	負傷率	推定傷病率	推定生産脱落者の割合
	2年	26,57%	45,10%	315,70%	11,52%
	3年	25,75	43,52	304,64	11,12
	4年	27,18	46,13	322,91	11,79
	5年	26,16	44,21	309,47	11,30
	6年	21,69	36,66	256,62	9,37
	7年	21,40	36,17	253,19	9,24
	8年	24,07	40,68	284,76	10,39
	9年	28,50	48,17	340,19	12,42
	10年	30,68	51,85	363,15	13,25
	11年	32,45	54,84	383,88	14,01
	12年	36,90	62,36	436,52	15,93
	13年	39,93	65,79	460,53	16,81
(平均)		(28,36)	—	—	—

不可避的労働移動に関する一考察

備考 災害率は、昭和十三年工場監督年表(第二十三回) 55—56頁より採用す。

%である——と、昭和二年以後の災害率の平均——それは次ぎの統計に示したやうに、二八・三六%である——との比を求めて見ると、それは一・六九となる。この比を基礎として、昭和各年に於ける災害率から負傷率を求め、更らに右の如くにして、此處に推定された負傷率から傷病率を推計しまた生産脱落者の割合を推計したものが、上の表に示したものである。

この推定に従つて見れば、昭和十年以後には生産脱落者の割合が、先きに考究したその最低限以上に出で、居り、しかもその割合が年々急速に増加しつゝあるのを除けば、昭和二年から同八、九年に至る間に於いては、それは正に不可避的移動の範囲に止まるといつていい。しかし素よりこれは何處までも一つの推定であるに過ぎない。従つて吾々がこれを以つて、私が先きに經驗的に確定したところのものを、積極的により確實なもの

疾病率の負傷率に対する割合

大正	年	負傷率	疾病率	疾病の負傷に對する割合
	6年	44,20%	214,46%	4,85倍
	7年	58,39	342,37	5,86
	8年	52,26	239,34	4,58
	9年	67,93	298,58	4,40
	10年	42,52	247,68	5,83
	11年	39,73	333,00	8,38
	12年	42,0	275,0	6,55
	13年	46,7	281,5	6,03
	14年	43,6	299,2	6,85
	15年	42,8	284,5	6,65
平均		48,01	—	6,00

不可避的労働移動に関する一考察

如く推計される。即ち、 $\text{傷病率} = \text{負傷率} + \text{疾病率} = \text{負傷率} \times 1.16$ 。そして生産脱落者の割合は  $\text{災害率} \times 0.365 = \text{負傷率} \times 7 \times 0.365$  である。さて工場監督年表に従つて、吾々には昭和各年に於ける災害率が知られてゐるが、災害率は直ちに此處でいふ負傷率ではない。災害率は單に謂はば公傷率であつて、負傷率よりもその範囲が限定されてゐる。従つてこの災害率を今直ちに負傷率と見做して、吾々の推計の基礎とすることは多少不適當である。其處で大正十五年以前の負傷率の平均——それは右の統計に示して置いたやうに、四八・〇一

るが、此處では姑らくこれを考慮外に置くこととする——そして先きに示して置いた統計に従つて、生産脱落者の傷病者に対する割合の平均を求めて見ると、それは三・六五%である。次ぎに同年間に於ける傷病率を構成する負傷率と疾病率とを示せば、次ぎの如くであつて、且つまた後者の前者に對する割合の平均を求めて見ると、六〇%、即ち正に六倍である。——この場合、負傷率と疾病率が相關的であるといふ前提は、負傷と疾病とが共に労働者の心身の状態を基礎にして、いひ換へれば、同じ基礎の上に並行して現はれるといふ意味に理解されればいゝ——其處で傷病率と右の二つの數字、更らにこれに加へて、負傷率が知られて居れば、傷病率は次ぎの

とすることが出来るかどうかは疑問であるとしても、それを以つて少くとも消極的には多少私の先きに確定したところを支持するものであると考へることは、必ずしも不當のことではないであらう。

かくて私は、吾が國の工場労働者の場合には、不可避的移動としての死傷病生産脱落者の割合を以つて、大體年率にして労働者總數の「〇乃至一二%」、即ち、「乃至一・二%」であると思ふ。

註一 労働者の心身の状態の如何が、彼等の日々の労働と休養の生活状況の如何、この両面の生活の關聯の上に取り擧げられねばならぬといふことに就いては、私は最近別の機會に、簡單ではあるが、これを問題としたことがあるし(拙稿「労働生産性の最適基本状態」醫事公論 第一五三號 昭和十七年二月三日發行)、またやがて公刊せられる拙著「労働者政策」(經濟學講座)の第一編中にも述べて置いたので、これ等のものに就いて讀者の參讀を得れば幸ひである。

$$D = K \frac{I \cdot T}{F \cdot R \cdot W}$$

$D$  = 職業性疾患への罹患性の種類に依り異なる職業の係數  
 $K$  = 職業係數  
 $I$  = 労働者の労働時間  
 $T$  = 労働者の體力  
 $F$  = 労働者の睡眠の程度  
 $R$  = 労働者の休息の程度  
 $W$  = 労働者のための諸施設の設備の程度

註二 石川知福博士は、労働者の職業的疾患への罹患性の大小が大體上の式を以つて表はされ得る、と考へて居られるが(同氏著「労働の衛生學」三七頁)、これは誠に適當な見解の一つであるといつてよい。しかし此處で問題とされてゐるDは、單に所謂職業的疾患だけに限られる必要はなく、これを含むより廣い意味で、一般に労働者の疾病率の大小に就いても亦、同様の公式が適用されて然るべきものであると考へられる。そしてこの公式に於いても認められるやうに、労働者の疾病は保健衛生諸施設の完備度の如何は素よりであるが、労働の諸條件、彼等の經營外に於ける睡眠、休養の生活にも重大な關聯を持つことが明かである。しかもこれ等の諸事情が共に決して吾々の努力の影響外にあるのではないことは、時に留意するべき點である。

註三 大正七、八、九年に於ける流行性感冒のために、如何に吾が國民の死亡率が高められたかは、次ぎの統計に依つて明かに知られ得るところであつて、むしろこの同じ理由の下に、労働者の死亡率が多少とも高められたと考へることは、至極當然のことであると思ふ。

年 齡	總 死 亡 率				流 感 死 亡 率			
	大正3—6年	大正7—9年	大正10—15年	昭和2—5年	大正3—6年	大正7—9年	大正10—15年	昭和2—5年
10—14	100.0	125.8	100.0	85.7	33.3	900.0	100.0	66.7
15—19	87.5	127.5	100.0	90.6	33.3	1350.0	100.0	66.7
20—24	89.5	137.3	100.0	93.5	8.6	2014.3	100.0	57.1
25—29	94.3	151.3	100.0	92.2	16.7	2716.7	100.0	66.7
30—34	97.9	161.1	100.0	92.2	14.3	2614.3	100.0	71.4
35—39	97.8	143.8	100.0	90.3	25.0	1950.0	100.0	52.5
40—44	94.4	128.1	100.0	90.3	20.0	1350.0	100.0	60.0
45—49	91.9	116.4	100.0	94.4	18.2	1109.1	100.0	72.7
50—54	92.2	112.3	100.0	94.3	21.4	878.6	100.0	71.4
55—59	91.0	104.4	100.0	94.5	30.0	585.0	100.0	80.0

備考 本表は大正10—15年の死亡率を基準とせる指數であつて、單に男子の場合だけである。女子の場合及び本表の指數に就いては、遊藤定、川井三郎共著「日本人の壽命に關する研究」221頁を参照せられたい。



工場労働者中の死傷病生産脱落者の問題に次いで、此處では鑛夫中のそれに就いて、不可避的移動としてのその最低限を明かにして見たいと思ふ。

鑛夫中の死亡者並に傷病解雇者の割合に就いては、各年の「本邦鑛業の趨勢」中にその数字を見出し得るので、先づその必要な部分を取り出して表示すれば、凡そ次ぎの如くである。そしてこれに従つて見ると、工場労働者の場合と同様に、鑛山労働者の場合にも、死傷病生産脱落者の不可避移動としての最低限の範圍が、大體鑛夫千人に對して一〇人乃至高々一二二人位のところに在ることが、容易に推知され得るであらう。但しむろんその最低限をこのやうに確定するためには、此處でも亦それ以上に出でゝゐる場合に就いて、豫め特殊の事情を取り出して置かねばならない。

左の統計中、鑛夫の死傷病生産脱落者率の特に最低限以上に高まつてゐると考へられるのは、大正十年と昭和二年以後の場合とである。そしてこれ等の場合は總て、後の(三〇頁)示す統計に依つても明かなやうに、他の年に較べて鑛夫の死傷病率の著しく増大せる年である。従つてこれ等の諸年に於ける生産脱落者の割合の増加は、鑛夫の死傷病率の増加に關する特殊の事情を以つて説明せられ得ると考へられるであらう。確かに大正十年——更らにまた大正十一年の場合にも同様であると考へられるが、残念乍らこの年の生産脱落者率が不明であるので、この年は除かざるを得ない——の場合には、先づ此處に明確な理由が認められる。然らば何故に大正十年——並に同十一年——に、鑛夫の罹病率が高まつてゐるのであらうか。また既に前節中にも述べた工場労働者の場合と同様に、鑛夫の場合に於いても、大正七、八、九年、特に大正八、九年に、罹病率——並に死亡率——の高くなつてゐるのは、流

鑛夫中の死傷病生産脱落者(千人當率)

	死亡者	解雇者	合計	鑛夫數
大正6年	5.37%	4.30%	9.67%	43,3843人
同7年	6.86	3.45	10.31	46,4727
同8年	6.81	3.61	10.42	46,5158
同9年	7.94	4.38	12.32	48,9159
同10年	5.95	7.21	13.16	32,8808
同11年	—	—	—	30,0860
同12年	5.63	5.55	10.18	33,2387
同13年	6.57	5.64	12.21	30,5252
同14年	5.73	5.50	11.23	31,0926
昭和1年	5.64	5.52	11.16	29,3562
同2年	6.95	6.47	13.42	29,5629
同3年	5.96	6.70	12.66	29,3172
同4年	6.91	7.54	14.45	28,6964
同5年	6.86	11.87	18.73	25,8469
同6年	6.30	12.57	18.87	20,2355
同7年	6.38	9.52	15.90	18,5840
同8年	6.09	6.95	13.04	20,2370
同9年	5.95	7.13	13.08	23,6847

備考 大正11年度分の数字が缺けてゐるのは、震災のための記録焼失の結果である。

鑛夫數は各年6月末現在數である。

行性感冒のためであると考へられるのに、しかもこれ等の年に較べて尙ほそれ以上に罹病率が高くなつてゐるのは、果して如何なる理由に基づくのであらうか。これは確かに見逃すことの出來ない一つの問題である。そして私は此處に、假令その唯一の理由ではないとしても、その重要な理由として、先きに工場労働者の場合に推測したと同様に、前世界大戦中の事業繁忙期に於ける、鑛夫に課せられた労働激化の残された影響を考へていゝのではないかと思ふ。しかもこの同じ影響は、大正十一年に於いて鑛夫の罹病率が尙ほ

比較的高いことの裡にも、認められるやうに思はれる。果してさうだとすれば、事業繁忙のための労働激化の影響は、労働者の死傷病率の増加を通じて、一面直ちに現はれて来るが、また他面に於いてはその繁忙期を過ぎて後數年間、この鑛夫の場合には少くとも大正九年から大正十一年までの三年間は、持續してゐると考へられるであらう。そしてこれが大正十年に於ける生産脱落者の割合を多少高めた所以であるであらう。

然らば更らに、昭和二年以後に於ける鑛夫の罹病率の高まつてゐるのは、果して如何なる理由に基づくかと考へられるであらうか。この場合、多少奇異の感がないではないが、それは一部分確かに昭和二年に實現せられるに至つた健康保険制度のためであると考へられる。そして事實さうだとすれば、この場合罹病率の高まつてゐることは、本質的には左程重大な問題とはなり得ず、またこれがために生産脱落者の割合が並行して増加したものであると考へられなくなる。そしてこのやうに考へることが多少とも合理的であるとすれば、生産脱落者の割合が増加してゐることに對して、吾々は此處に別の理由を求めねばならない。しかも幸ひにして、右に示して置いた統計から、吾々はこれに關して別の一つの注目すべき事實を指摘することが出来る。

即ち、一般的にいへば、労働力に對する需給關係と傷病解雇率との間には、一つの重大な關聯が存在する。より具體的にいへば、労働力需要の減退は傷病解雇率の増大を伴ふ。蓋し各經營に於いてその雇傭労働者數を減員しなければならぬ際には、先づ傷病者の多くが不適者、不要者として解雇せられるに至るのは、寧ろ當然の傾向であるからである。そしてこの事實が鑛夫の場合に明確に認められ得るのであらう。即ち、鑛夫中の生産脱落者の割合の特に大なる場合は、明かに傷病解雇率が特に大きい年であつて、しかもそれは前年に比して労働者數の多少の減少が見られる場合である。そして特に昭和四年以後に於いて、このことは顯著であり、更らに同様のことは、大正十

年の場合にも亦、稍々明瞭に認められるといつて可い。従つてこの大正十年の場合には、生産脱落者の割合の増加は、一方では憂慮すべき罹患率の増大が齎した當然の結果ではあるが、他方ではそれがまた労働者數の減員に依つて幾分か加重されてゐることは、到底否定され得ない事實である。そしてこれに對して、昭和二年以後に於いて、急に鑛夫の罹病率が高まつてゐるのは、健康保険制度の實施のためであるといふ前提からすれば、右の如く鑛山に於ける労働力需要の減退といふ事實を、昭和五、六年に於ける傷病未治解雇者の、従つてまた死傷病生産脱落者の割合の増加に對する主たる理由としなければならぬ。

凡そ右のやうに考へ得るとすれば、大正六年以後に於ける各年の鑛夫死傷病生産脱落者の割合は、工場労働者の場合に較べて、一見幅廣く動搖してはゐるが、その不可避的移動としての範圍は、工場労働者の場合と略々同様に、鑛夫千人に對して一〇人乃至一二人位のところにあるといつて可いであらう。そしてそれ以上に出でゐる部分は、専ら——但し大正十年の場合だけは、これ以外にもまた別の理由が認められるが——調はゞ不要解雇者としての意識を多分に持つものであるといつて可いであらう。かくて吾々が經驗的に確め得るところに依れば、工場に於いても亦鑛山に於いても、不可避的移動としての死傷病生産脱落者の割合は、凡そ年率にして、一%から一・二%の範圍に止まると考へられる。

## 四

死傷病生産脱落者の不可避的移動としての最低限は、以上論述したやうに、工場労働者の場合にも亦鑛山労働者の場合にも、大體労働者中の一%乃至一・二%の程度であると考へられる。しかし經驗的にはこのやうに略々同一の割合として確められ得るとしても、この生産脱落者に關聯して、工場と鑛山の場合に於いて、尙ほ色々な點に於



いて異れるところのあるのは、看過され得ないところである。其處で先づこれ等の點に就いて、此處に多少の考察を加へて見ることにしよう。

先づ第一に指摘せらるべきことは、死傷病生産脱落者中、死亡者の割合が工場労働者の場合に比較的小さいことである。即ち、先きに示して於いた統計に従つて、大正六年以後の十年間に於ける工場労働者の死亡率の平均を見ると、それは二・六七%である。これに對して、同じ期間に於ける鑛山労働者の死亡率の平均は六・二八%であり、大正六年以後昭和九年までの平均では、それは六・三五%である——前節に掲げて置いた統計を参照——従つて不可避的移動としての死傷病生産脱落者の割合が大體等しいとしても、工場労働者の場合には、それは傷病未治療者の割合が比較的に大きく——大正六年以後の十年間の平均では、それは九・二六%である——これに對して、鑛山労働者の場合には、それが比較的に小さい許りではなく、假りに大正六年から同十五年までの平均に就いて見ると、それは五・〇二%であつて、これは同期間中の鑛山死亡率の平均よりも小さい。そしてこのやうな相違は確かに吾々の見逃すことの出来ない一つの問題でなければならぬ。

凡そ一般的な推測を以つてすれば、死傷病生産脱落者の割合の大小は、労働者の死傷病率の大小と關聯し、また死亡率の大小は傷病率の大小と平行し、傷病率の大小は傷病未治療率の大小を規定する、と考へらるべきである。果して然らば、死亡率と未治療率の組合せが、右の如く工場と鑛山の場合に於いて、著しく異なつてゐるのは、如何なる事情に基づくものと考へられるか。假りに工場労働者の場合が正常に近いとすれば、鑛山労働者の場合の未治療率が餘りにも小さ過ぎることとなるし、鑛山労働者の場合が正常に近いとすれば、工場労働者の場合の未治療率が餘りにも大に過ぎるといはねばならなくなる。しかし死亡と傷病に關する一般的な見解からすれば、

鑛夫性別死傷病生産脱落者(千人當率)

	死亡者		傷病未治療者		死傷病生産脱落者	
	男	女	男	女	男	女
大正13年	7.72%	4.43%	6.73%	3.47%	14.45%	7.90%
昭和4年	7.46	4.61	7.42	8.02	14.88	12.63
同6年	6.61	4.16	12.47	13.28	19.08	17.44
同7年	6.32	2.42	7.56	3.33	13.88	5.75

寧ろ工場労働者の場合の方が正常状態に近いと見なければならぬであらう。さうすると先づ問題は、何故に鑛山労働者の場合に傷病未治療者の割合がかくも小さいのであるか、といふ點にかゝつてゐる。そしてこの問題を多少とも明かにするためには、色々な點が指摘せられるであらうが、私は此處ではこれに關する顯著な若干の事實を摘出して見たいと思ふ。

第一に問題とすべきものは、性別の死傷病生産脱落者の割合である。これを鑛夫の場合に就いて見ると、凡そ上表の如くである。即ち、生産脱落者の割合は大體女鑛夫の場合よりも、男鑛夫の場合に大きい。次ぎの表では昭和四年と昭和六年の場合に、女鑛夫の未治療の割合が、男鑛夫のそれを越えてゐることに依つて、男女の生産脱落者の割合が相當に近づいてゐる。しかしそれは女鑛夫の場合の未治療者がより多く不況のための不要解雇者としての意味を持たされてゐる場合であると考へられるのであつて、従つて寧ろこの特殊事情を伴ふ場合を除いて見れば、男鑛夫の場合が女鑛夫の場合に較べて、生産脱落者の割合が甚だ大きく、それが約二倍に達してゐるのが、寧ろ常態に近いとも考へられる。鑛夫の場合のこのやうな状態に較べて、工場労働者の性別生産脱落者の割合は、次ぎの表に依つて明かなやうに、全く逆の様相を示してゐる。即ち、生産脱落者の割合は、女工の場合に、男工のその大體二倍半から二倍位であるといつてゐる。しかも



工場労働者中の性別生産脱落者(千人當率)

	死亡率		未治療率		死傷病生産脱落者率	
	男工	女工	男工	女工	男工	女工
大正6年	1.79%	1.92%	4.62%	10.22%	6.41%	12.14%
同7年	3.27	3.19	5.16	12.90	8.43	16.09
同8年	3.08	3.00	6.16	11.71	9.24	14.71
同9年	3.14	3.48	5.89	10.78	9.03	14.26
同10年	2.61	1.73	5.50	7.80	8.11	9.53
同11年	2.56	3.34	6.06	13.15	8.62	16.49
同12年	3.68	5.12	6.78	11.79	10.46	16.91
同13年	2.43	2.16	5.66	13.12	8.09	15.28
同14年	2.4	1.4	6.4	13.3	8.8	12.7
同15年	2.4	1.7	6.3	12.5	8.7	14.2
平均	2.74	2.70	5.85	11.73	8.59	14.23

女工の場合に生産脱落者の割合がかくも高率であるのは、専ら傷病未治療率に於いて、女工の場合が甚だ高率であるといふのに基づいてゐる。かくて鑛山と工場に於けるこのやうな性別生産脱落率を、その各々の場合に於ける労働者の性別構成と対照して考へれば、吾々は容易に次ぎの如くにいふことが出来るであらう。此處に性別労働者数の統計を示すまでもなく、鑛山の場合には大體大正年代には女工数は男工数の約三分の一乃至多少それ以下であつたのが、昭和年代に入つて漸次この割合が低下し、昭和四年にはその約四分の一、昭和六、七年には凡そその七、八分の一にまで低下してゐる。これに對して、工場労働者の場合には、凡そ昭和四一六年を境として、それ以前は女工数が幾分か男工数を超え、それ以後に於いて男工数が稍々優るといふ傾向が認められる。従つて鑛山の場合には、女工の生産脱落者の割合が全體に對して左程大きな影響を持たないのに對して、工場の場合には、女工のそれが著しく大きな影響として現はれざるを得ない譯である。そして

このことが、いひ換へれば、傷病解雇率の大きい女工が、全労働者中に大きな割合を占めてゐるといふ事實が、特に工場労働者の場合に、全體としての傷病未治療者の割合を大ならしめてゐる理由である。

然らば——右の二つの統計を比較して見て——何故に女工の場合に傷病未治療者の割合が大きく、女工の場合にそれが小さいのであるか。また男工の場合に較べて、男工の場合に死亡率高いにも拘らず、何故に傷病未治療者の割合が比較的に小さいのであらうか。先づ女子労働者の場合に就いて考へられる理由の一つは、工場と鑛山とは女子労働者の年齢別構成が著しく異なるといふ點である。例へば、昭和二年の労働統計實地調査の結果に従つて見れば、女工中の四割一分のものが成年者であつて、その五割九分が未成年者であるのに對して、女工の場合には成年者が八割四分であつて、未成年者は僅かに一割六分に過ぎない(註二)。これは明かに女工の場合が肉體的な強さに於いて概して劣つてゐることを意味してゐる。更らに單にこの女工の場合に限らず、男子労働者の場合を含めて、鑛夫の場合には最初から、肉體的には比較的強壯なものが選ばれてゐるとも考へられる。そしてこれが鑛夫の場合の傷病未治療者の割合の比較的に小さいことの一つの理由であるとも考へられるであらう。

しかし労働の主體的條件に關するこのやうな相違にも拘らず、一般に鑛夫の場合にはその死傷病率は比較的に大である。即ち、工場労働者の場合と比較して、その死亡率の大であることは、既に先きにも指摘した通りであるが、その傷病率の甚だ大なることは、次ぎの統計に見られる通りであり、それは工場労働者の疾病率を遙かに越してゐる。そして工場労働者の場合には、第二節中にも一言したやうに、生産脱落者の傷病者に對する割合は、平均して三・六五%であるのに、鑛夫の場合には、生産脱落者の死傷病者に對する割合は、平均して僅かに〇・七%であるに過ぎない。しかも既に述べたやうに、鑛夫の生産脱落者中には死亡者が比較的多く、傷病解雇者の割合が特に小さ



鑛夫の死傷病率(千人當率)

	罹病率	死傷率	死傷病率	死傷病 生産脱 落者率	生産脱落者率 の死傷病率に 對する割合
大正6年	1036.05%	—	—	9.67%	—
同 7年	1106.16	—	—	10.31	—
同 8年	1319.39	—	—	10.42	—
同 9年	1259.82	404.82%	1724.64%	12.32	0.71%
同 10年	1345.27	535.73	1881.00	13.16	0.70
同 11年	1309.63	571.41	1881.04	—	—
同 12年	1094.05	567.44	1661.49	10.18	0.61
同 13年	1053.28	578.55	1631.83	12.21	0.75
同 14年	1048.26	606.58	1654.84	11.23	0.68
昭和1年	1039.31	542.57	1581.88	11.16	0.71
同 2年	1436.89	556.76	1993.65	13.43	0.67
同 3年	1345.35	487.38	1832.73	12.66	0.69
同 4年	1378.28	454.35	1832.63	14.45	0.79
同 5年	884.80	—	—	18.73	—
同 6年	895.15	—	—	18.87	—
同 7年	735.65	—	—	15.90	—
同 8年	748.21	—	—	13.04	—
同 9年	781.10	—	—	13.08	—

備考 罹病率は鑛夫500人以上の石炭山、300人以上のその他の鑛山並に鑛山監督局長の指定したる鑛山に就き、業務上の災害事故に依る負傷者を除く罹病者及び死亡者に就いての調査結果である。但し昭和5年以後のものは、150人以上の鑛山並に鑛山監督局長の指定したる鑛山に就いての調査である。  
死傷病率は罹病率と死傷率の合計である。

不可避的労働移動に関する一考察

三〇 (三九〇)

傷病発生より死亡及び解雇に至る  
一人平均日數 (大正十三年)

	轉歸別	男	女	平均
工場労働者	死亡	54.5日	57.4日	56.3日
	解雇	88.3	34.9	47.3
鑛山労働者	死亡	30.8	36.9	31.8
	解雇	145.3	177.5	149.7

いことからすれば、この解雇者の傷病者中に占める割合は、特に工場労働者の場合に較べて甚だ小さいといはねばならない。然らばこのやうな特徴的な事實は、果して如何なる理由に基づくものであらうか。

私が右に指摘した鑛夫の肉體的な強壯さは、確かに一部分このことと理由となり得る、しかし未だそれだけでは、右の疑問を充分明かならしめるには不足である。此處で私は一つの別の事實を指摘してみたいと思ふ。それは傷病者が未だ解雇に至るまでの一人當りの平均日數の相違である。上に示したものは大正十三年の例であるが、これに依つても明かなやうに、工場労働者の未だ解雇に至る日數は、鑛夫のそれに較べて、甚だ短かい。これはいふまでもなく、工場の場合には傷病者が容易に解雇され、鑛山の場合にはさう簡單には解雇せられないことを意味してゐる。そしてこのことは、特に大正九年以後に於いて、鑛山では労働力に對する需要が漸次縮少しつゝあつたにも拘らず、尙ほ移動労働者の補充が必ずしも容易ではなく、また鑛夫の新たな雇入れに對しては、相當の募集費が必要であるといふ事情を、反映してゐるものであるといつてよい。これに對して、工場の場合には、労働力の需要は必ずしも減退してはゐないが、既に大正九年以後に於いては、労働力の供給は潜在的に大きくなり、比較的容易に労働者の補充を行ひ得るといふ状態にあつたといつてよい(註三)。そしてこれが比較的容易に傷病者を解雇せしめるに至つた、工場の場合の理由であると見做され得るであらう。

不可避的労働移動に関する一考察

三一 (三九一)

かくて工場の場合に較べて、一般に死亡率は高く、また傷病率が甚だ高いにも拘らず、尙ほ鑛山の場合に、不可避的移動としての死傷病生産脱落者の割合が、工場の場合と略々同一であるのは、前者に於ける傷病未治療者の割合の甚だ小さいことに起因して居り、しかもこのことは、一方では鑛山と工場に於ける労働者の性別並に年齢別構成の相違、また一般的には、労働の主體的條件の相違に理由づけられることではあるが、他方では前者に於いて認められる、現實に労働者の補充が左程容易ではないといふ事實に、裏づけられてゐるといつていゝであらう。従つて經驗的に確かめられる不可避的移動としての死傷病生産脱落者の割合が、工場と鑛山に於いて、大體同一であるとしても、それは全く偶然的な一致であるといはねばならない。そしてその各々の場合に於けるこの生産脱落者の割合の内容的な相違を基礎づけてゐる諸事情が、若し時代の進展と共に變化するとすれば、兩者の場合のこの割合が各々多少の變化を遂げると考へねばならず、更らに兩者の偶然的な一致もやがて見られなくなることも、あり得ることであるといはねばならない。

以上私の専ら問題として來たとするは、工業並に鑛業に於ける不可避的移動としての、死傷病生産脱落者に関する一般的な基準に關してであつた。しかしこの生産脱落者の割合は、既に先に偶々これを明かにしたやうに、性別に異なるものであることは素より、更らに産業別、業種別にも相當に異なるものであることは、いふまでもないことである。そしてこれ等の問題に就いては、また別の機會にこれを取り擧げることゝしたい。

尙ほ最後に、一言更めて述べて置きたいことがある。以上の私の所論からも既に明かなことではあるが、私が此處に問題とした不可避的移動としての死傷病生産脱落者の割合は、總體としての移動率の大小とは無關係である。従つて總體としての移動率の大小とは、むしろ平行關係にあるとは考へられない。單に

死傷病生産脱落者の移動率中に占める割合

	工場労働者			鑛山労働者		
	死傷病生産脱落者率	移動率	生産脱落者の移動率中に占める割合	死傷病生産脱落者率	移動率	生産脱落者の移動率中に占める割合
大正 6年	0.955%	—	—	0.967%	—	—
同 7年	1.263	77.8%	1.62%	1.031	—	—
同 8年	1.225	55.69	2.20	1.042	—	—
同 9年	1.210	66.72	1.81	1.232	—	—
同 10年	0.896	56.47	1.59	1.316	70.04%	1.88%
同 11年	1.286	73.10	1.76	—	74.91	—
同 12年	1.449	61.20	2.37	1.018	89.38	1.14
同 13年	1.307	66.4	1.97	1.221	91.2	1.34
同 14年	1.14	57.0	2.00	1.123	83.1	1.35
昭和 1年	1.22	53.6	2.28	1.116	74.7	1.49
同 2年	—	49.6	—	1.343	76.6	1.75
同 3年	—	49.8	—	1.266	69.9	1.81
同 4年	—	52.0	—	1.445	70.4	2.05
同 5年	—	—	—	1.873	65.9	2.84
同 6年	—	61.4	—	1.887	52.4	3.60
同 7年	—	47.0	—	1.590	49.9	3.19
同 8年	—	46.8	—	1.304	61.73	2.11
同 9年	—	47.59	—	1.308	65.93	1.93
同 10年	—	45.63	—	—	—	—
同 11年	—	46.47	—	—	—	—
同 12年	—	49.13	—	—	—	—
同 13年	—	47.37	—	—	—	—

備考 本表中の労働者の移動率に就いては、拙稿「吾國に於ける労働移動の研究」(本誌 第35卷 第3號) 並に「吾國工、鑛業労働者の労働移動の研究」(本誌 第35卷 第8號)参照。



かく考へられる許りではなく、更らにこの不可避的移動率が、労働者の性別構成に左程大きな変化がない以上、常に同一であると考へられることからすれば、寧ろ相対的には、總體としての移動率が大きな場合には、その内に占めるこの不可避的移動の割合は減少するといはねばならない。そしてこのことは、幾分不十分ではあるが——といふのは各年に於ける死傷病生産脱落者率、それ自體必ずしも不可避的移動の大きさを直ちに示してゐるものではない、といふ事情に基づくのであるが、それにしても——右に示した統計の内にも看取せられ得るであらう。尙ほ序に附言していへば、不可避的移動としてではなく、現實の死傷病生産脱落者の割合は、例へば、右の表に於ける鑛山労働者の昭和六年及び七年の場合の如く、總體としての移動率が小さい場合に、却つて増大し、従つて相対的には可成り大きなものとなる。しかもこれは必然的な傾向である。蓋し一般的にいへば、移動率の低下するものが、不況期に際しての労働力需要の減退と、顯在的並に潜在的失業人口の壓迫とに依つて、當然煮き起される現象であるのに加へて、不要解雇者としての傷病未治解雇者が増加せしめられるといふ、別の必然的な傾向が現はれて來るからである。かくて二重の意味に於いて、不況期には死傷病生産脱落者の移動労働者全體の内にも占める割合は必然的に増加する。そしてこのことが、昭和六、七年に於ける鑛夫の場合に、明瞭に認められる(註三)。

註一 昭和二年労働統計實地調査報告 第一卷 記述の部 一四頁及び五一頁

註二 鑛山及び工場に於ける労働力需要の問題に就いては、それが移動率の大小との關聯に於いて、私は既に左の拙稿に於いて幾分かこれを問題として置いた。

拙稿 吾國工、鑛業労働者の労働移動の研究 (本誌 第三十五卷 第八號)

註三 既に本論中に指摘すべきであつたが、昭和六、七年に於いて鑛夫の死傷病生産脱落者の割合が高まつてゐることに關しては、次ぎの點を適當に考慮することも亦必要のことである。即ち、昭和六、七年に於いては、既に本文中にも一言し

鑛夫性別死傷病生産脱落者(千人當率)

	死亡者		傷病未治解雇者		死傷者生産脱落者	
	男	女	男	女	男	女
昭和4年	7.46%	4.61%	7.42%	8.02%	14.88%	12.63%
同5年	7.33	4.51	12.11	10.68	19.44	15.19
同6年	6.61	3.16	12.47	13.28	19.08	17.44
同7年	6.85	2.63	10.19	4.25	17.04	6.88
同8年	6.31	4.30	7.27	4.21	13.58	8.51
同9年	6.32	2.42	7.56	3.33	13.88	5.75

鑛夫の性別構成 (百分率)

	男	女	計
昭和3年	79.4%	20.6%	100.0%
同4年	80.8	19.2	100.0
同5年	83.2	16.8	100.0
同6年	87.2	12.8	100.0
同7年	88.3	11.7	100.0
同8年	89.4	10.6	100.0
同9年	89.8	10.2	100.0

たやうに、鑛夫の性別構成に大きな変化があり、女鑛夫の割合が著しく小さくなつてゐる。これは不況期に際して、不要解雇者として女鑛夫が比較的によく生産過程から離脱したことを意味してゐる。そしてこのことが、當時女鑛夫の傷病解雇者の割合が増し、男子のそれを越へてゐるといふ事實に現はれてゐるのであるが、その結果昭和五年よりも六年、六年よりも七年に於いて、性別構成上男鑛夫の割合が益々大きくなり、従つてこれに應じて總體としての死傷病生産脱落者の割合は、漸次男鑛夫のそれに依つて、より多く左右されるに至つてゐるといつていふ。一部分は既に本文中にも示したのであるが、昭和六、七年前後に於ける鑛夫の性別生産脱落者の割合、更らに當時の鑛夫の性別構成を示す、上の二つの統計に従つて見れば、昭和五、六、七年

にかけて、男傭夫の死傷病生産脱落者、就中傷病未治解雇者の割合の大きいことが、結局當時の全體としての傭夫の死傷病生産脱落者の割合に大きく影響してゐることが、明白に推知せられ得るであらう。

## 五

以上、私は吾が國の過去の経験から、工、鑛業労働者に就いて、その死傷病生産脱落者に關する、不可避的移動としての最低限の基準を求めて見たのであるが、最後にこの基準が今日持つところの意義に就いて、尙は多少のことを述べて、本稿を結びたいと思ふ。

既に周知のやうに、今日の労働移動事情は、過去のそれに比較して、色々な點に於いて、變化を餘儀なくせられてゐる。即ち、支那事變の進展と共に、移動防止策は一步一步強化せられて來たのであるが、現に一方では徵用制度の擴大實施に依り、また他方では勞務調整令の稍々廣い適用に依つて、可避的移動と見做されるもの、多くは、強制的に抑制せられるに至つてゐる。そしてこの強制的な移動防止方策は、大體現在の狀態を以つて、採用されるべきものが既に採用されて了つたといふところに達してゐる。しかしこのやうな謂は、外部的な移動防止方策が、尙ほ多少の問題を残してゐることはいふまでもないが、それは姑らく考慮外に置くとして、現にこのやうな狀態の下にあつて、労働移動の非生産的現象に關して、根本的に重要な問題の一つが、死傷病生産脱落者の問題にあることは、私が特に此處で多言を費すまでもなく、既に何人もこれをよく認めるところであらう。即ち、現に戰時經濟の多分に非常時的情勢の下に於いて、生産活動が繁忙化する場合には、労働激化の傾向は一部分寧ろ必然的であるとさへ考へられるのであつて、従つてこの場合労働者の死傷病率は當然増大の傾きを持ち、これがやがて死傷病生産脱落者の割合を増加せしめる地盤となるからである。そして事實支那事變の開始以來、労働力の持久的保持の

ための諸努力が、官民一體の形態に於いて、相當に展開せられて來てゐるにも拘らず、既に今までに、吾々はこの點に就いては必ずしも樂觀を許さない數多くの報告を耳にしてゐる。従つてこのやうな狀態に對應して、吾々の果すべき現在の任務は、戰時經濟の下に當然に増大せる、また増大しようとする死傷病生産脱落者の割合を、少くともその不可避的移動としての最低限にまで、これを低下せしめることではなければならない。この意味に於いて、私はこの現に當然拂はるべき吾々の努力に對して、未だ一般的にはあるが、一つの基準を求めて見たのである。

しかし先きにも既に多少述べて置いたやうに、理論的には、私が過去の経験に於いて確定し得たところの基準が、今日の狀態に對して、そのまゝで妥當するとは、むしろ考へられない。蓋し現在の労働事情は、色々な點に於いて、事變前のそれとは異なるからである。従つて嚴密にいへば、今日吾々は、またこの變化した労働事情を前提として、別の基準を求めねばならないことになる。しかしこのことを現在の狀態から試みようとするのは、甚だ容易のことでもないし、またその反面に於いては、それは必ずしも適當のことでもない。蓋しいふまでもなく、今日の戰時非常時の下にあつては、死傷病生産脱落者の割合は、その不可避的移動としての最低限を常に多少とも凌駕してゐる、と考へられるからである。従つて寧ろこの目的のためには、私が本論に於いて確定し得たところの基準を、今日の労働事情に對照して見て、これを多少修正するといふ方法を取ることの方が、却つて便宜であるであらう。そして私は今此處で、労働者の性別構成の變化を一つ考慮して、先きに確定した基準に幾分の修正を加へて見たいと思ふ。むしろ此處で考慮すべき點は、單に性別構成の變化だけではなく、同様に年齢構成の問題も亦重要であるが、これは姑らく消略することとする。尙ほ性別構成の變化を考慮することの重要性に就いては、既に前節中に述べたところに依つて明かであるであらう。



不可避的移動としての生産脱落者の推定(鑛山労働者)

	男	女	生産脱落者
A. 大正13年性別生産脱落者	14.45%	7.90%	(12.21%)
B. 大正6-15年、平均性別構成(百分率)	76.3%	23.7%	—
C. A及Bを基礎として計算された生産脱落者	11.02%	1.87%	12.89%
D. A×85%、(11.00÷12.89=85%)	12.28%	6.72%	(11.00%)
E. 昭和15年末性別構成	88.5%	11.5%	—
F. D、Eを基礎として計算された生産脱落者	10.87%	0.77%	11.64%

不可避的労働移動に関する一考察

の性別構成に従つて、生産脱落者の割合を推計することが出来る筈である。かくて最近のものとして、厚生省の産業別労働者数調査に従つて、昭和十五年末に於ける労働者の性別構成を見ると、男工は七〇%、女工は三〇%である。其處でこのやうな状態に於ける、不可避的移動としての生産脱落者の割合は、右表F欄に於けるが如く、九・五九%と推計されるであらう。以上の、工場労働者の場合と全く同様にして、鑛山労働者の場合の推計も行はれ得る。そして上に示す表がとれである。——但しこの場合、今私の手元に大正六年以後の統計がないので、假りに大正十三年のものを利用することとした。従つてこれは基準としては多少の不正確さを免れないが、それは何れ後の機会に改めることとする——これに依つて見れば、昭和十五年の状態を前提として、吾々は鑛夫の不可避的移動としての、生産脱落者の割合が一・六四%であると考へねばならない。

以上の如く、労働者の性別構成に関する最近の状態を考慮に入れて、先きに確定した基準を修正した結果、吾々は工場労働者の場合には九・五九%、鑛山労働者の場合には一・六四%といふ割合を得た。しかしこれは共に一一・〇〇%といふ基準から推定されたものであつて、従つて先きに確定した基準のやうに、これに前後一%の幅を加へるとすれば、それは凡そ次ぎの如く考へ

不可避的移動としての生産脱落者の推定(工場労働者)

	男	女	生産脱落者
A. 大正6-15年、平均性別生産脱落者	8.59%	14.23%	(11.95%)
B. 同期間、平均性別構成(百分率)	43.7%	56.3%	—
C. A及Bを基礎として計算された生産脱落者	3.75%	8.01%	11.76%
D. A×93%、(11.00÷11.76=93%)	7.99%	13.25%	(11.00%)
E. 昭和15年末性別構成	70.0%	30%	—
F. D、Eを基礎として計算された生産脱落者	5.59%	4.00%	9.59%

不可避的労働移動に関する一考察

先づ工場労働者の場合に就いて考へて見よう。前節中に示して置いた工場労働者中の性別生産脱落者に関する統計に於いて、大正六年以後十年間の平均に就いて見れば、男工の生産脱落者は八・五九%であり女工のそれは二四・二三%である。尙ほ同期間に於ける工場労働者の性別構成の平均を見ると——これは工場法適用の民間工場の職工数に就いて計算したものである——男工四三・七%に對して、女工五六・三%である。其處でこのやうな性別構成を前提として、生産脱落者を計算して見ると、男工の脱落者は全労働者の三・七五%、女工のそれは八・〇一%、この合計、即ち、總體としての生産脱落者は全労働者の一一・七六%となる。そしてこの割合は尙ほ不可避的移動としての基準の範囲内にあると考へられるけれども、假りにこの基準を一一・〇〇%とすれば、性別生産脱落者の割合は、上の表に於けるD欄の如く修正されねばならぬであらう。そして事實このやうな修正が全く無意義であるのではないといふ點が、注意されるべきである。蓋し上表A欄に於ける平均性別生産脱落者の割合は、生産脱落者の最低限以上の場合を含む平均であつて、従つて不可避的移動の性別基準としては、それは當然これよりも幾分小く評價されねばならないからである。さて、このやうに、生産脱落者の不可避的移動としての性別基準を決定して置けば、吾々は何時でも與へられた労働者

られていゝであらう。即ち、工場労働者の場合には $9.5\%+1\%—18.5\%$ から $10.5\%$ 、鑛山労働者の場合には $11.5\%+1\%—10.5\%$ 乃至 $12.5\%$ が、最近に於ける工、鑛業労働者の不可避的移動としての死傷病生産脱落者の割合であると推定せられる。そしてこれを一般的にいへば、元來死傷病生産脱落者の割合に於いて大きい女工の、労働者全體の内に占める割合が、最近に至つて益々低下し來つたことが、工場労働者の總體としての死傷病生産脱落者の基準を明かに低下せしめ、これに反して、元來この割合に於いて比較的の高い男鑛夫の、鑛夫全體の内にも占める割合が、従來に比して尙ほ幾分か高いことが、鑛山労働者の總體としての死傷病生産脱落者の基準を、最近僅かではあるが、上昇せしめようとする傾向を示すに至つてゐる、と考へることは理論上當然の歸結である。(註)

更らに此處でもう一つ注意すべきことは次ぎの點である。即ち、前節中にも一言して置いたやうに、吾々が過去の經驗から確定したところでは、工、鑛業労働者の死傷病生産脱落者の割合の基準は、大體同率であると考へられる。しかしそれは偶然の一致であつて、現實の労働事情の變化如何に應じて、その割合が離れることのあることを、特に指摘して置いたが、右の推定の如く、最近の場合には正にこれであるといつていゝ。

既に理論上、不可避的移動としての死傷病生産脱落者の割合が、最近では右の如くであると推計せられるとすれば——勿論、尙ほ色々な點に於いて、これに理論上の修正を加へることが必要であらうけれども、實際問題に對する基準としては、それだけでも充分役立ち得ると考へられる——吾々はこれを一つの基準として、全く非生産的現象であるところの死傷病生産脱落者の減少に努めねばならない。そしてこれが労働力の持久的保持に關する、今日の労働者政策の一つの重要な課題である。(終り)

註 最近見ることの出來た「労働時報」(昭和十七年一月號)に、昨年末の労働者數調が發表せられてゐるが、これに依れば労働者の性別構成は次ぎの如くである。即ち、工場労働者中男工は $71.37\%$ 、女工は $28.63\%$ であり、鑛山労働者の場合には、男工が $87.66\%$ 、女工が $12.34\%$ であつて、昭和十五年末の場合と左程大きな相違はない。

## 戰時都市經濟論序

奥井復太郎

はしがき

現代大都市に關する社會・經濟的研究は既に「現代大都市論」の一冊に纏めて之れを發表したが(昭和十五年九月有斐閣出版)其の當時既に幾多の點で研究及び觀察の對象が時勢の進展、世相の變化に押されて従來ありし姿から著しく變貌を來してゐる事に一應の注意を拂つておいた。(同書結論「現代大都市の文化と問題」參照)然るに昭和十六年十二月八日以來、數ヶ月を出でずして我國は世界史的展開に於いて一世紀の經過にもまさる程の偉大なる業績を成就した。従つて既に若干の變貌を認めたりと雖も此の「現代大都市論」を今日手にして見ると其處に著しい隔り、正さに一時代の隔りの存するが如き所感を印象せずにはおられない。勿論それは「現代大都市論」に於いて述べられ指摘せられてゐる諸事實が虚構となつたといふ意味ではない。殊に都市形成の根本的過程に於いては恐らく少しの變化も無からう。唯その過程の生起する基底又は之れを取りまく諸條件が著しく變化して了つたが故に形成せられた都市の態様も之れに應じて變相すると云ふのが正しい觀方であらう。同時に生活そのもの、殊に其の内面的なものには善意惡意を問はず必ずしも新しき變化に直に順應するといふ性質のものでない。茲に克己抑制献身等の精